

「第3回鳥栖市地域公共交通会議」
「第3回鳥栖市地域公共交通活性化協議会」合同会議
—議事要旨—

■日時：平成21年1月28日（水）18:00～20:20

■場所：鳥栖市役所 3階大会議室

■出席者：

福岡大学工学部教授	井上 信昭
鳥栖市区長連合会会長	小石 正明
鳥栖市老人クラブ連合会会長	佐々木 政敏
鳥栖市地域婦人連絡協議会	今村 悦子
鳥栖市民生委員・児童委員連絡協議会	古賀 芳子
NPO 法人とさくさん理事長	白水 峰子
鳥栖商工会議所 総務課長代理	山本 一成
市長	橋本 康志
西鉄バス佐賀(株)代表取締役社長	増田 保 (代理)
(株)構内タクシー代表取締役社長	斎藤 恭宏 (代理)
社団法人佐賀県バス・タクシー協会専務理事	森川 直行
西鉄バス佐賀(株)鳥栖支社	中野 達郎
国土交通省九州運輸局佐賀運輸支局長	矢野 睦敏 (代理)
鳥栖警察署 交通第一課長	香月 幸太郎
佐賀県 空港・交通課課長	西山 和紀 (代理)
国土交通省佐賀国道事務所鳥栖維持出張所長	森山 義幸
鳥栖土木事務所長	吉岡 悦郎 (代理)
鳥栖市建設部長	石丸 幸一

■事務局：鳥栖市建設部都市整備課道路・交通政策室

■傍聴者 1名

■次第：

1. 開 会
2. 協議
 - (1) 鳥栖市地域公共交通総合連携計画（素案）について
 - ・鳥栖市地域公共交通総合連携計画（素案）
 - ・鳥栖市地域公共交通総合連携計画（資料編）
 - (2) その他
 - ・パブリックコメントについて
 - ・調査事業に係る事後評価（案）について
 - ・今後のスケジュールについて
3. 閉 会

■資料：

- (1) 「第3回鳥栖市地域公共交通会議」「第3回鳥栖市地域公共交通活性化協議会」合同会議次第
- (2) 資料1：「鳥栖市地域公共交通総合連携計画（素案）」
- (3) 資料1-2：「鳥栖市地域公共交通総合連携計画 資料編（案）」
- (4) 資料2：「調査事業に係る事後評価（案）」
- (5) 資料3：「連携計画策定に向けた今後のスケジュール」

■協議：

(1) 「鳥栖市地域公共交通総合連携計画（素案）」について

（事務局が資料を説明）略

E 委員：この素案をパブリックコメントにかけるということなのか。

事務局：本日の協議会にて了解が得られれば、この素案をパブリックコメントにかけたいと考えている。パブリックコメントで市民からご意見を頂いたうえで、再度協議会の承認をいただいて、正式に鳥栖市の地域公共交通総合連携計画として国に提出したいと考えている。

E 委員：交通空白地域について、飯田地区を通るルートになっているが、高速道路の側道ではなく、住宅に近いルートや西鉄電車の端間駅へのアクセスも考慮してほしい。

事務局：今回示しているルートについては、大まかな案であり、次回協議会でさらに詳細をつめたものをお出ししたいと考えている。

F 委員：高齢者対応車両の導入費用は購入すると確かに金額は高いが、リースであれば安いはずなので、導入を検討してほしい。

また、来年度の実証実験に係わる予算の内容を教えてください。

さらに、今後市においてこのような取り組みを行う場合は、情報公開してほしい。

事務局：来年度の実証実験の予算について、路線バスについては現在西鉄バスに運行単価の試算をしてもらっている状況。また乗合タクシーについても経費面について検討中の段階であり、今回の協議会にご提示できずに申し訳ない。

情報公開については、これまでの協議会の資料と議事録はすべて鳥栖市のホームページで公表している。今後も乗合タクシーの運行事業者の決定なども協議会にお諮りして決めたいと考えている。

F 委員：乗合タクシーの運行については、地域の中でやる気のある人たちに任せていくのが良いと思う。ある程度の予算額が出れば、具体的な検討ができる。市としては乗合タクシー事業者の選定に当たって、入札という方法は考えているのか。

事務局 : 乗合タクシーの運行主体については、現在のところは、法律面を考慮し、道路運送法第 4 条の乗合バス事業の許可を得た事業者又は得ようとする者を候補に考えている。この場を借りて、現行の道路運送法と乗合タクシーの運行主体の関係について、九州運輸局から助言を頂きたいと思っている。

運輸支局 : 道路運送法上、事業として成り立つ車両数を所有しているか等、いくつかの要件がある。なお、運行に供する車両(車種)・所有車両数については、この協議会(「地域公共交通会議」)で合意が得られれば、緩和される仕組みとなっている。その他の原則的な基準は緩和の対象ではない。

F 委員 : 道路運送法第 4 条乗合事業許可の取得について、個人的に調べてみたが、思ったほど難しくはないと思う。鳥栖市には交通事業者がたくさんいるので、そのような人たちと手を組んで事業を立ち上げていきたいと思っている。

運輸支局 : 運輸局と言えることは、安全確保の資格があるかどうかということが運行主体の第一の条件となる。乗合バス事業の審査・許可に当たっては、こうした条件を備えた者が優先されることになる。

O 委員 : 基本的なことだが、事業計画というのは素案の 24 ページ以降のことか。

事務局 : そうです。

O 委員 : 個人的な感想だが、公共交通サービス向上に向けた検討のポイントは、運行回数・運行日時、経由地、目的地、運賃の水準の 4 つだと思う。また、他のところで行ってきた経験からの感想だが、曜日特性を踏まえることも重要だと思う。スーパーの特売日など日常生活に密着した細かいことではあるが、利用者の生活利便に配慮しないとあったような成果があがらない。

事務局 : ありがとうございます。市民の方のご意見や、地元との協議等も参考にして実際の運行に反映できればと思います。

議長 : 運輸支局に尋ねたいが、この素案で、法律上で求められている内容は網羅されているのか。

運輸支局 : 内容的には網羅されている。

Q 委員 : ルートの見直しに当たって、定時性という点では改善されるのか。弥生が丘線の見直しに当たっては、時間短縮が見込まれ、見直し効果の PR になるのではないか。

事務局 : ルートを見直す弥生が丘線については、現在西鉄バスにダイヤを調整してもらっ

ているところである。運行時間は若干長くはなるものの、朝と夕方以降の便を増やしてもらうことで、便数も強化される。特に、これまでのダイヤにはなかった朝7時31分鳥栖駅発博多行き快速列車との接続を意識した便を作れる見込みがあり、最終のバスも40分ほど遅い時間の便も設定できる見込みである。路線バスは、現状では、市外からの通勤者のご利用が多くなっているが、市内から福岡方面に通勤されている方のご利用も根付いてくれればと考えている。弥生が丘線は、利便性の高い路線にして再生できればと考えている。

F 委員 : 乗合タクシーの予算はいつ頃出されるのか。早く出してほしい。

事務局 : 補助の仕方としては、運行経費から運行収入を差し引いた額を補助している現在の路線バスと同じようなかたちをとりたいと思っているが、運行単価は現在のところまだ白紙の状態である。乗合タクシーに必要な経費は、今言った運行単価が決まらなると明らかにならないので、今回の協議会でご報告できないことについては申し訳ないと思っている。今後、社団法人佐賀県バス・タクシー協会の助言などもいただいて試算し、協議会にも報告し、協議会において運行事業者を決定していきたいと思っている。乗合タクシーについては市でもはじめての取り組みなので、関係者に相談しながら、対応していきたいと思っている。

F 委員 : 私どもの方にもこのような乗合タクシーを行ってみたいかということ市の方から話が持ちかけられた。乗合タクシーに手を挙げるのは私たちの他にもたくさんいると思うが、その話を受けて、私たちもいろいろな状況を考えて、私たちなりに検討している。調べたところではそんなに多くの資金がいるものではないということが分かったので、私たちも具体的に検討していきたいと思っている。そのためにも予算がどれぐらいかかるのかを早く教えてほしい。

事務局 : 以前、私の方から、市町村運営有償運送ということで、NPO 団体への運行委託ということも考えられないかということで、相談させていただいた。その後この件について運輸支局や運輸局に相談した結果、市が本当に運行管理をできるのかという指摘や、乗合タクシーをはじめて導入するということを踏まえると、運送事業に慣れている事業者任せの方が良いのではないかということで、私の方も考え方を変えたことはありました。そのことについては大変申し訳なく思っている。

B 委員 : 小委員会では主に運行形態を検討したが、まだあくまでも実証実験ということで、まずは実験を行い、効果検証をやって、ルートや目的地を含め、より良い運行形態を見つけていこうということで意見が集約された。まずはタクシー事業者の車両を使わせてもらって実証実験を行い、そこで良い結果が得られたら、今後、他の交通空白地区への対応を考えていくのと一緒に、地域の団体などが運行をやってみようというような場合の参考にしていくのがいいと思う。この乗合タクシー運行は鳥栖市としても初めて取り組むことなので、まずは運送事業者の協力をも

って実証実験をやって、十分なノウハウを積み重ねていくのが先だと思う。まだ、十分なノウハウがない今の段階で、運行主体を事業者以外にも広げるのは危険ではないか。初めから対象を広く公募して、実証実験に臨むということになると、実証実験の実施時期もずれてくる恐れも出てくる。そのようなことは避けるべきだと思う。乗合タクシーとは別の話だが、私は、麓・小郡線の小郡市内の路線を廃止するという事はひとつの大きな方向性だと思っている。鳥栖市民のために、限られた路線バス資源を活用するという市の決断には賛成である。流通業務団地の企業も多くなってきており、どのように基里を回るかという細かい話はあるが、これはパブリックコメントの意見や地元説明会でかためていくのが良いと思う。

事務局 : 運輸支局から助言を頂きたい。現在、事務局としては10月の運行開始を目指しているが、道路運送法第4条の乗合バス事業許可の手続き期間を踏まえると、乗合タクシーの運行事業者を決めるタイムリミットは、いつ頃までなのか。以前審査期間は3か月程かかるとお伺いしているので、3月に連携計画の承認をいただいた後、4月か5月には運行主体を決めて、すぐにでも許可申請をしていただく必要があると事務局では考えている。

運輸支局 : 本協議会（「地域公共交通会議」）で合意が得られた場合の手続き期間は、道路運送法第4条の場合は2か月、第21条の場合はおおよそ2か月というところである。第21条の場合は、1年を期限として、既存の運送事業者が実証運行する場合は、第4条の乗合バス事業の許可を得ていない事業者でも、乗合バス事業としての乗合タクシーの運行を行えるようになっている。

議長 : 今回の国の補助事業で実証実験を行う期間は1年間となっているのか。

運輸支局 : 補助事業期間は年度刻みなので、1年ごとに区切って行うことになる。

議長 : そのようなことであれば、入札の必要がないと思うので、対応については事務局にお任せしたいと思う。

K 委員 : パブリックコメントにかける際には、実証運行を行う乗合タクシーについては、ルートも入れるべきと思う。ルートが示されていないと、ここを通してほしいという市民のニーズが把握できない。なお、運行管理上の安全確保ということが運送事業を行う上で最も重要だから、タクシー事業者やバス事業者が運行を担うのが良策と思うので、運送事業者以外にも広く公募するとか、入札するとかいった話は、後々の話だと思う。こうしたことや道路運送法の21条の許可ということ踏まえれば、実証運行の内容は、この場で決めれば、すぐにできると思うのだが。

議長 : 先ほどの話を踏まえると、やはり安全面の確保という点から運行事業者に係わる検討が必要になる。

議 長 : 鳥栖市としてパブリックコメントをどのようなかたちでかけるのかというイメージは持っているのか。市民に対しては、本日の素案を提示し、素案全体に対して意見をもらうのか、それとも問題箇所を明確にして、それぞれに対する基本的な考え方に対して意見をもらうのか。

事務局 : 素案全体に対して意見をもらうことを考えている。例えば、乗合タクシーの実証運行のルートなど具体的なことに欠けているとのご指摘もいただいたが、まずは鳥栖地区や田代地区で行うことに対してどのような意見があるのかも知りたい。ただし、見易さという点で連携計画のポイント的な情報提供も考えたい。

○ 委員 : パブリックコメントについては、鳥栖市が思う方法で行って良いと思う。この場も市民の代表が集まった場として、基本的な考え方について地域の合意形成という形で決めていくことが役割だと思う。個人個人の基本的な考え方について市民の意見を全て聞いて、対応していくということは到底無理なことであり、收拾がつかなくなるおそれが出てくると感じる。

E 委員 : 交通空白地域の優先度を決める際に、外出頻度で評価しているが、個人にとっては同じことだと思う。地域によって状況がそれぞれ異なるので、そのようなことをこの場で決めるということはできないと思う。

議 長 : 今の意見は、この協議会の位置付け自体に係わってくるものだが、協議会として、今はこの素案の内容がかなったものになっているか審議しなくてはならないと思う。パブリックコメントについては、個人的には問いかけるところを絞った方が良いと思っているが、スケジュール面も考慮しないといけない。

事務局 : 国への次年度実証実験に係わる申請が3月中旬ということ、市の内部規定でパブリックコメント期間は1か月間と決められていることから、2月に入ってからすぐパブリックコメントにかけないといけない。事務局としては、本日ご提案した素案について了承いただければすぐに2月2日から3月2日までの1か月間パブコメにかけ、途中段階の結果を小委員会に報告し、3月上旬に開催予定の協議会に最終の結果報告を行い、計画案の承認を得て、国に提出したいと思っている。

議 長 : そのような状況であれば、この内容でいきたいと思う。本日の指摘を踏まえ対応できるのであれば事務局にて対応頂くかたちとしたい。どうしてもここだけは、というご意見はあるか。

D 委員 : 企業送迎バスには多くの人が乗っているが、弥生が丘線にはほとんど乗っていない。もっと便数を増やす必要があると思う。

議 長 : 企業送迎バスの路線バス化という取り組みは全国的にも珍しい例なので、是非成

功させたいという思いはある。

I 委員 : 弥生が丘線についてはつい先日ダイヤ作成を終えたところで、鳥栖市からもダイヤ作成に当たっては、鳥栖市民のためにもなるようにしてほしいという話があった。今回作ったダイヤは JR 駅との接続も考慮したものになっている。限られた台数でダイヤを組まなくてはならない中で、鳥栖市民の利用を最大限考慮したものになっていることを理解してほしい。

議 長 : それでは、今回の素案の内容でよろしいでしょうか。

各委員 : (異議のご意見なし。)

議 長 : それでは承認頂いたということで、次の協議事項に移りたいと思う。

(2)その他

<パブリックコメントについて>

※(1)において協議

<調査事業に係る事後評価(案)について>

(事務局が資料を説明) 略

議 長 : 何かご指摘はありますか。特に指摘はないようだが、この内容で良いか。

各委員 : はい。

議 長 : それでは承認頂いたということで、次の協議事項の「今後のスケジュール」に移りたいと思う。

<今後のスケジュールについて>

(事務局が資料を説明) 略

議 長 : 何がありますか。

事務局 : 次回の協議会は事務局案としては3月3日(火)18:00から開催したいと思っているが、委員の皆様のご都合はどうでしょうか。

議 長 : 特にないようなので、それでは次回は3月3日(火)18:00から開催する方向にしたい。

議 長 : これで協議を終了します。